

東京家庭裁判所委員会議事概要

第1 日時

令和5年6月21日（水）午後3時から午後4時30分まで

第2 場所

東京家庭裁判所大会議室

第3 出席委員（五十音順、敬称略）

荒井祥子、有吉玲子、岡部英洋、沖山栄一、奥原玲子、小松澤恭子、小森田恵樹、斉藤明義、酒井孝太郎、下平豪、芹澤眞澄、高岸聡子、細矢郁、宮脇典彦、横山佳枝、若園敦雄

第4 テーマ

「面会交流について」

第5 議事内容

1 開会宣言

2 新任委員紹介等（任命順）

荒井祥子委員、小松澤恭子委員、下平豪委員、酒井孝太郎委員

3 テーマ説明及び児童室の見学

(1) 面会交流の意義、これまでの経緯、面会交流の方法、運営モデル、家庭裁判所調査官の関与等について、家事部裁判官から説明を行った。

(2) 家庭裁判所調査官による案内・説明により、児童室の見学を行った。

4 質疑応答及び意見交換（○＝裁判所説明者、△＝委員の発言）

△ まず1点目として、令和3年の申立件数が1500件以上ということで、非常に多いのではないかと思うが、児童室を見学して、設備もそうだが、調査官の方がいろいろ配慮されて事情聴取等もされていると伺って、大変すばらしいことだと思っている。私も弁護士として面会交流事件をやったことはあるが、児童室を利用する件数はそんなに多くはないかもしれないと感じる。実際に児童室を利用する件数や、利用するのはどのようなケースなのか、希

望して実現するものなのか、年間でどのくらいの割合で児童室を利用しているのか等について、もし分かれば教えていただきたい。

2点目として、面会交流を行うのにあたり、子の利益が重要ということは弁護士としても一人の人間としても常日頃感じているところであるが、妻側の代理人をする機会が多い中で、例えば、離婚調停で、相手方から、婚姻費用は払わないけれども面会交流は強く要求された場合に、妻側の面会交流の実施に対する感情的な葛藤が非常に多く、本来条件関係でないことはもちろん理解しているが、難しい局面になったときに、どのような形で当事者の方の気持ちを導くことができるかということに関しても伺いたい。

- 1点目について、きちんとしたデータを取っているわけではないが、一つの児童室について調べたところでは、月10回前後という体感である。ただし、児童室は試行的面会交流だけでなく、子どもの親権等を定めるケースで子どもの気持ちを聞く調査の場面で使われることもある。ただ、どちらかという感覚的には、調査よりも試行的面会交流で使うことが多いと思う。

面会交流事件の中で、児童室で試行的面会交流をするのは本当に限られたケースであると感じる。話合いを進めていくうちに、自分たちで面会交流を始めてみるとか、弁護士事務所等で弁護士立会いのもとで始めてみるという場合もあるし、特に調査官が立会うケースでは、試行的面会交流までたどりつかないものも多くある。試行的面会交流をするケースというのは、いろいろな葛藤や課題を少しずつ解決して、では実際に少し会ってみましょうと合意いただいてから、というかたちになるため、感覚的にはあまり多くないと感じる。

児童室の利用については、当事者の合意が必要であるため、当事者の希望ももちろんきっかけとしてある。また、試行的面会交流というよりも、裁判所が判断をするために、お子さんの様子を観察することに当事者の同意を得て、交流場面の観察として、児童室を利用するときもある。

○ 児童室を利用するのはどのようなケースかという点について補足すると、感覚的には、子どもが比較的小さいケースが中心かと思う。中学生以上等、年齢が高くなってくると子どもの意思がはっきりしてきて、基本的にその意思を尊重することになるので、観察をする必要があるケースはそこまで多くはないかと思う。観察をする必要があるのは、子どもの年齢が比較的小さい場合で、もちろん当事者間で自主的に試行的面会交流ができればそれが一番であるが、それができず、裁判所が関与して行うべきであろうというような場合になると思う。

2点目の婚姻費用との関係については、これはよく問題になっていて、典型的なのは、夫婦が別居していて母親が子どもを監護している場合に、父親が面会交流を求め、母親が婚姻費用の支払いを求めているようなケースで、例えば、父親側からは、自分は婚姻費用を払っているのに子どもに面会させてもらえない、母親側からは、婚姻費用が払われないのにどうして子どもを会わせなければいけないのか、と双方から言われることが本当に多い。

裁判所のスタンスとしては、どちらも大事で、婚姻費用については仮払いでもいいから払ってくださいと支払いを促すことになるし、面会交流については、子どもの立場から見て実施が相当と考えられれば実施の協力をお願いするというように、どちらも両方大事であるとのスタンスで臨むほかないと思う。

△ 面会交流事件の申立件数が急速に増えていると思うが、この理由について、離婚が増えているからなのか、それとも、それまでは比較的实施できていた面会交流が実施できなくなっているケースが増えているのか、どのように見ているか。

○ 離婚調停の件数自体は、それほど増加している訳ではなく、横ばい程度と記憶している。子どもに関する事件が非常に増えており、面会交流だけでなく、子どもをどちらが監護するかという事件も増えている。

背景として、あくまで推測ではあるが、以前に比べて親双方とも、自分が育てたいという子どもへの関心が強くなってきているように感じていて、それが申立件数の増加につながっているのではないかと思う。実際に、調停で話を聞いてみても、交代で監護するような形で面会交流がしたいと言う当事者も多いので、今後もこの傾向は続いていくのではないかと思う。

△ 補足になるが、さきほど裁判官の説明の中で紹介のあった民法766条は、平成23年頃に改正がされたが、当時、国会でも相当取り上げられて議論がされ、面会交流を求めることの意義等が国民に広く知れ渡るようになった。父母双方が子どもと十分な関わり合いを持ちながら育てていくという考え方が法制審議会（家族法部会）において共同親権の立場に賛同する論者の根底にあり、そこから発展して、離婚後も、子どもと離れて暮らす親も将来的に子どもに関わっていきたい、関わっていきべきだという論調を高めているのではないかと思う。

△ 子どもの最善の利益をどのように判断するかについては非常に難しいものだと思うが、一つの事情として、子どもの意向調査を行う場合に、相手からすると、子どもが幼ければ幼いほど子どもの真意なのか非常に疑うケースもあるかと思う。一般的には、子どもは面会を拒否しているけれども、母親の影響でそう言っているのもあって、本当は面会したいのではないか等、そういった疑問を持つ場合もあるかと思う。

そういった子どもの気持ちをどれくらい重視して判断しているのか、例えば、明らかなドメスティックバイオレンスのようなケースでなければ、若い子どもが仮にちょっと面会は嫌だという意思を表明したとしても、基本的に面会交流は認める方向性なのかということをお聞きしたい。

このほかに、面会交流支援機関について、費用の問題や手続きの煩雑さというものもあり、なかなか利用しづらい面もある一方、例えば調停や審判で手続きが終了すると代理人が関与しなくなるために、対立した親同士が直接

連絡を取り合っ、面会交流の日時や場所を決定したり変更したりすることになるが、それが事実上難しい場合も多いと思う。このような面会交流支援機関を利用するパターンは、体感としてどれくらいの割合になるか、という点も教えていただきたい。

○ 子どもの意向をどれくらい尊重するかという点について、調査官が就学前後くらいの幼い子どもの調査をする場合は、意向調査ではなく心情調査という形で調査を行うが、子どもの言った言葉や調査時の態度だけを評価するわけではなく、そこに至るまでの様々な要素、例えば同居していたときはどのような親子関係だったのか、子どもはどんな様子だったか、あるいは、子どもの置かれている環境や、子ども自身の特性、発達段階、年齢、あらゆることを考慮して、面会交流の方向性を決めていっており、子どもの意向というのは、その要素の中の一つと考えている。また、子どもの年齢が高くなると、自分の気持ちや考えをある程度自分の言葉で言えるようになってくるが、その場合でも、それまでの背景事情等も加味して、本当にこれが子どもの気持ちなのだろうかというところは慎重に評価して、意見を述べているところである。

○ 面会交流の支援機関について、支援機関は全国にあるが、地方によってばらつきがあり、東京は機関の数が多いということもあって、利用する割合はほかの地方に比べて多いのではないかという感覚がある。

統計的なものがないため、どれくらいの割合かという正確なところは申し上げにくい、感覚としては3割くらいではないかと感じる。

△ 子どもの真意の把握について補足すると、これはやはり非常に難しく、悩ましい問題であり、調停に携わる者は慎重に配慮している点である。調査官は、行動科学等の専門的知見を持っており、特別な研修を受けていることから、その観察眼については大変信頼しているところである。説明にあったように、調査官は、単に子どもの発した言葉だけで判断するのではなくて、目

線であったり、言葉のちょっとした抑揚や使い方であったり、子どもの行動全体を把握して評価し、更に背景事情や子どもの年齢、発達状況等を踏まえて総合評価し、調査報告書という形で提出することになっている。調停委員会としては、その調査報告書を参考にしながら判断をすることになる。

法制審議会（家族法部会）において、「調査官は本当に子どもの『会いたい。会いたくない。』という意向を正確に評価しているのか。」という批判も受けるが、裁判所としては、調査官の有する科学性という観点も入れて、慎重に判断しているというところが事実かと思う。

△ 基本的な質問が3つある。1つ目は、家裁は子どもが何歳になるまで面会交流に介入してくれるのかという点、2つ目は面会交流をしている間に、両親のどちらかが再婚した場合にはどうやって対処しているのかという点、3つ目は先ほど児童室を見学して感じたことだが、児童室に入れるのは、調査官だと認識しているが、現場で一番困っている調停委員がなぜ入らないのかという点である。

○ 1つ目の質問については、子どもというのは未成年ということになるので、今の法律だと18歳未満ということになる。成年になった場合には、子どもと別居している親が子どもと直接話をして会うということになり、家裁の関与は外れるということになる。

2つ目の質問について、親が再婚した場合はどうするかというのは問題となる典型的なケースの一つであり、いろいろなケースはあるが、同居している親が再婚する場合と、別居している親が再婚する場合の2つのパターンがある。そのときに子どもがそれまでと同じような形で面会交流を続けていくかについては、そこで一度検討しなければならないと思う。

何が起こるかという、例えば、子どもとしては、自分が同居している親が再婚した場合は、新たな再婚相手との関係を作っていかなければならないという状態で、そのような中で実の親とどのように交流を続けるか、子ども

の心情が混乱しないように、どのような形で行えばいいのかという点を検討する必要があるし、別居親が再婚した場合にも、再婚相手がどのようにそこに関わってくるかにもよると思うが、場合によっては、少し方法を見直さなければいけない場合もあり得ると思う。

3つ目の質問の児童室について、調査官もかなりたくさんの方数の調停を抱えており、児童室を使った調査は、調停の期日の合間に行われていて、そこに調停委員が立会うのはなかなか難しいというところではある。調査に立ち会った調査官は、その後も調停期日に立会うことが多いので、児童室でのやり取りや、それを見てのフィードバック等は、調査官が中心となっていくことが多いと思う。調査官が児童室の調査を踏まえて調査報告書を作成し、それを調停委員も裁判官も全員が読んで、事前にカンファレンスで調停の進め方を議論して、各職種が連携して臨むということになっている。

△ 調停委員が試行的面会交流等をなぜ別室で見られないのかという点について補足すると、調査期日と調停期日は別であり、裁判官が調査官に対して調査をお願いしますという調査命令を発し、それを受けて調査官は調査をしているのであって、同じような命令を調停委員に対して出すという関係にはない。したがって、調停委員は、調査には基本的に関与できないという建付けになっている。

また、実質的にも、調停委員は調査官のような専門的知見を有していないことの方が普通であり、生の試行的面会交流の場面を見たときに、例えば、あんなに喜んでいたじゃないか、子どもはこんなふうに反応したじゃないかななどと先入観を持ってしまう可能性がある。仮に、調停委員がそのような先入観を持ち、一定の思い入れを持って調停期日に臨むとすると、それは相当ではないということになる。そのため、調査官の専門的知見に基づく客観的なフィルターを通した結果を還元してもらおうという形になっているのだと思う。

△ 実際に面会交流の調停に立会っているのです、実際のところをお話できればと思う。

子どもと別居している親（別居親）の方は、なぜ面会をさせてくれないのかと、まず申立てを行い、同居している親（同居親）の方は、事情があつてあんな人には会わせられない、裁判所に来ると会わせないといけないように言われてしまうのではないかと、代理人を伴って心配している方も多し。それぞれに背景があつて、調停に来られたときには、まずそれぞれの背景事情を伺つて、何が心配で、どのようにしたいのか、という点をまず聞くようにしている。

双方からそういった話を伺つた後で、試行的面会交流ならばしてもいいというような話が出てきたり、あるいはそうでなくても、まず子どもの意見を聞いてほしい、子どもは会いたくないと言っている、ということを主張する同居親の方がいたり、そういう場面で協議して、調査官にお願いしたほうがいいのかということ調停委員会では考えることになる。

裁判官からそれまでの調停の経過を踏まえて、調査官に立ち会ってもらふ、あるいは立ち会つた後に調査してもらふ、またそこから先にどのようなようになっていくかについては、全て調停委員会として裁判官からの指示をもらつて進めている。

実際に調査となつたときに、試行的面会交流に至るまでに、調査官はまずは親御さんの意向を聞くが、これに2日間かかる。その後、お子さんを連れてきてもらつて、お子さんと関係構築をしながら意向を聞く調査もあり、これに何日間もかかる。お子さんの学校の関係や何かあれば時間的な制約もあり、調停委員はその事件だけに関わっているわけではなく、必ずしもそのような調査の場面に行けるという訳ではないため、今の形ができています。時間をかけて、非常によく調査をしていただいて報告があがり、調査官を信頼して、その報告を調停委員と裁判官と調査官とで全部共有した上で、当事者に

会う前にまず話合いをして、事件の方向性を念入りに話し合って進めていつている。

そのようなことで、児童室を使ったお子さんの面会交流、調査、試行面会に調停委員が立会うということは全くされていない。事件数が非常に多くなっているという報告もあり、調査官の負担も大変なことで、調停委員もそれに合わせて時間を取るといってもいけないので、調査報告書を念入りに読んで、当事者にももちろん調査官から報告はあって、共有した同じ調査資料を基に、ではどうするかという話にそれからつなげていつている。

△ 調停には至らなかったが、面会交流をしても疑心暗鬼というか、夫婦間に信頼関係がなく、小さいお子さんがいて、夫からのDV的な言動があり、妻（同居親）が夫に対して怖い思いや抵抗感があったようなケースがあった。また、それは、祖父母を巻き込んだのトラブルに発展してしまったというような事案だった。

当事者には、お子さんの福祉が一番大事だと理解いただき、試行的な面会交流を行った。そのときは、いつ、どこで、何時にという簡単な合意書を作り、4か月試行して、離婚に至り、公正証書で面会交流を取り決めたという事例があった。

試行的な面会交流の間は祖父母に会わせないでほしいというように、制限を同居親がつけることがあったが、そういった、試行はやるけれど自由度は制限された中でやっていくというようなケース、そういうことが特異なのか、それともよくあるケースなのか、制限のある中で試行していくことで、少しずつ気持ちがよい方向に向かうのか、経験などあれば伺いたい。

○ 祖父母が絡んでのトラブルというのを含めて、一般的な試行をする上でのスタンスだと思うが、まずは暴力やDV等がないなど、安全・安心の問題をクリアするのが第一の大前提だと思うが、それができて試行するとなった場合に、まずはやるのが一番大事なので、条件に制約があるにせよ、会わな

いよりはいいだろうということで、お互いが合意できる範囲でまずやってみましょうと調整を図ることが多いのではないかと思う。

それをまずやってみて、それをきっかけに広げていけるかどうか、もっと柔軟にできるかを検討していくことになるかと思う。一般的には、そういう進め方が多いかと思う。

ケースによりけりではあるが、試行的な面会交流を1回やってみて、次の調停期日でそのフィードバックを受け、さらにこういうやり方もあるのではないかということで、もう一度試行してもらおうということもあるし、1回だけだとその後応じてくれるか信用できないからもう少し続けてほしいと言われる場合もあるし、事案に応じて何回か続けるということもあると思う。

△ 外国の方との面会交流の難しさ、例えば日本人の母とアメリカ人の父との間での面会交流のやり取りというのは、国際観が入って、期日などいろいろ難しい問題があると思うが、どのように解決しているのか。

○ 家庭裁判所で扱う事件としては、夫婦ともに日本に住んでいるケースの方が多いかと思う。例えば、一方の親がアメリカ人等外国の方で、もう片方は日本人という場合も結構あるが、両極端に分かれていて、アメリカ等だとかなり交代監護、50対50で親が子どもをそれぞれ同じくらいの時間を見るというような形でやることもあり、双方の親がそれを基本にして比較的調整がスムーズに進むという場合もある。

反対に、夫がアメリカ人で、妻が日本人で子どもを監護していて、母の方が面会交流にかなり消極的になっているという場合もある。

そのような場合には、夫の方から日本の制度や運用について批判がされるということもあるが、裁判所としてはあくまで子どもの利益を第一にして、面会交流をすべきということであれば、できるだけ行う方向で働き掛けていくということになる。

国境を越えて親がいるということになると、直接会うという機会を設ける

ことがなかなか難しいので、ビデオ通話を使って交流をするというのをやって、あとは長期の夏休み等に、その間は外国にいる親が来日したり、場合によっては外国に行ったりして、それで面会交流をすることで調整することもある。

5 次回テーマの選定

「家庭裁判所の採用広報について」

6 閉会宣言

第6 次回日時

令和5年11月22日（水）午後3時と決定した。